

○日置市総合計画審議会条例

平成17年5月1日

条例第31号

改正 平成20年6月16日条例第25号

改正 平成28年3月2日条例第7号

改正 平成29年3月1日条例第2号

(設置)

第1条 日置市総合計画及び過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条に規定する過疎地域自立促進計画（以下「総合計画等」という。）の策定に必要な調査及び審議を行うため、日置市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ調査審議し、その結果を答申する。

2 市長は、総合計画等を変更しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市教育委員会委員の代表
- (2) 市農業委員会委員の代表
- (3) 市内の公共的団体の代表
- (4) 日置市自治会長連絡協議会の代表
- (5) 学識経験者
- (6) 公募に応じた市民
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、第2条第1項の市長の諮問があったときに会長が招集する。ただし、任期の開始の日以後最初の会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

6 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

(専門部会)

第7条 審議会は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

2 前項に規定するほか、専門部会に関し必要な事項は、審議会が定める。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務企画部企画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、平成17年5月1日から施行する。

附 則（平成20年6月16日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月2日条例第7号）

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(委員の任期の経過措置)

2 平成29年3月31日以前に任命された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則（平成29年3月1日条例第2号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。